

樹木の枯補償について

～お客様目線の庭創り～
アイムスタイル(株)

①枯補償とは・・・

お客様へ引渡し後、水やり等の樹木管理作業(下記②)を行っているにもかかわらず、枯れてしまった樹木を**無償**で取り替えをするという補償です。
(注意事項)・・・補償料を頂いた場合に適用されます。樹木金額の10%程度です。

②樹木管理作業とは・・・

剪定、水やり、薬剤散布、施肥などの定期的な樹木の手入れ作業です。

※ お客様へ引渡し後に、樹木管理の年間スケジュール表をお渡ししています。

③枯補償の対象について

弊社で取り扱った、**高木・中木・低木**が対象となります。

《対象の症状》

- 1) 樹木管理をしているにもかかわらず、樹木全体の**3分2以上**が枯れた場合。
- 2) 弊社スタッフが**生育不能**と判断した場合。

④枯補償の対象外について

下記の症状が原因と判断された場合は、**枯補償の対象外**となります。

《対象外の症状》

- 1) 水やり不足の場合。
- 2) 花や実がつかない場合。
- 3) 害虫及び病気による枯れの場合。
- 4) 動物による糞尿が原因の場合。
- 5) 天変地異・異常気象などが原因の場合。
- 6) 室外機及びヒーター、車両の排気ガスが原因と判断された場合。
- 7) 湧水等による根腐れが原因と判断された場合。

8) 除草剤等の散布が原因と判断された場合。

(注意事項)

- 1) 下草(タマリユウ他)及び花物(1・2年草等)は**枯補償の対象外**となります。
- 2) 数本の枝の枯れの場合。(剪定を行う事で生育可能と判断します。)
- 3) 葉落ちが多い場合。(環境が変わり、植木がストレスを感じて起こる症状ですので、生育可能と判断します)
- 4) 一時的な症状の場合。

⑤ 枯補償の有効期間について

お引渡し後、**1年間**が補償期間となります。

⑥ その他の注意事項

- 1) 上記枯補償は樹木の植替作業で、同等金額の返金等の補償ではございません。
- 2) 樹木の生育が「おかしいかな?」と思われた場合は、早目の御連絡お願い致します。
- 3) 補償期間に何度も枯れる場合は、樹種変更等の協議をさせて頂く場合があります。

【御連絡先】

～ お客様目線の庭創り ～

アームスタイル株式会社

本社: 088-644-1602

mail: info@aim-s.co.jp

URL<http://www.aim-s.co.jp>